

京都市における地域生活支援拠点等の モデル整備事業の実施について

1 地域生活支援拠点等の概要・目的

2 モデル整備事業の実施に至った経過

3 拠点等の具体的な充実内容

3-1 充実の全体イメージ

3-2 地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置

3-3 緊急時を見据えた円滑な支援

3-4 一人暮らし体験の場の確保

3-5 拠点等の事業所登録

地域生活支援拠点等の概要・目的

地域生活支援拠点等は、障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある方が住み慣れた地域で生活できるよう、居住支援のための機能を整備し、障害児・者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のことであり、障害者総合支援法にも規定されている。

<拠点等の2つの目的>

- ① 緊急時の迅速・確実な相談支援の実施及び短期入所等の活用を可能とすることにより、地域における生活の安心感を担保する機能を備える。
- ② 体験の機会の提供を通じて、施設や親元から共同生活援助、一人暮らし等への生活の場の移行をしやすい支援を提供する体制を整備することなどにより、障害者等の地域での生活を支援する。

国における拠点等の5つの機能

①相談

コーディネーターを配置のうえ、基幹相談支援センターや指定特定一般相談支援事業所等とともに、緊急時の支援が見込めない世帯について、緊急時に必要なサービスのコーディネートや相談、その他必要な支援を行う機能

②緊急時の受入れ・対応

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保したうえで、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入等、必要な対応を行う機能

③体験の機会・場

地域移行支援や親元からの自立等に当たり、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らし体験の機会・場を提供する機能

④専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な方や行動障害を有する方など、専門的対応を行うことができる体制の確保や人材の養成を行う機能

⑤地域の体制づくり

地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

1 地域生活支援拠点等の概要・目的

2 モデル整備事業の実施に至った経過

3 拠点等の具体的な充実内容

3-1 充実の全体イメージ

3-2 地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置

3-3 緊急時を見据えた円滑な支援

3-4 一人暮らし体験の場の確保

3-5 拠点等の事業所登録

モデル整備事業の実施に至った経過及び基本的考え

1. モデル整備事業の実施に至った経過

<社会的背景>

○障害福祉施策においては、この間、国においても、施設や病院から地域生活への移行を大きな方針として掲げ、施策が進められてきた。

○令和4(2022)年9月に、障害者権利条約に基づき、国連の障害者権利委員会から、日本政府に対して出された総括初見において、いわゆる「脱施設」が勧告され、障害のある方が、どこで誰と地域生活するかの選択を可能にし、施設入所から、地域社会での自立した生活への効果的な移行を進めることが強く求められている。



<本市の状況>

○上記の社会的背景も踏まえ、令和6年3月に、新たな「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」を策定し、「どのような障害があっても、自分らしく地域生活ができ、地域移行を促進できる環境を整備し、施策を充実する」ことを重点的な視点の1つに掲げた。



具体的に進めるための施策の1つが、「モデル整備事業！！」

モデル整備事業の実施に至った経過及び基本的考え

2.モデル整備事業における基本的理念

- 障害状況によっては、入所施設でなければ、日常生活を送ることが難しい方もおり、真に施設入所が必要な方は、施設入所を継続する選択肢は必要。
- 一方、地域生活を希望し、支援を受けることで地域生活が可能な場合には、地域生活を継続していただく必要がある。

地域生活が可能な方が、安心して生活するためには、支援体制の充実が不可欠。

支援体制を充実するためには……

- 平時……障害福祉サービスをしっかり提供し、生活を支援
- 緊急時…(緊急時に支援が見込めない場合に備え)支援チーム(※)による支援体制を確立したうえで、関係機関が連携し、事前に本人の障害特性等を踏まえた緊急時対応プランを定め、予め役割を想定

(※)相談支援事業所やサービス事業所等、普段から本人を熟知する支援者の集まり

平時・緊急時の両面で支援する環境を整備するため、支援チームの構築や緊急時対応プランの作成に取り組む。

 また、南部圏域において、モデル事業として、「地域生活継続・地域移行のためのコーディネーター」を配置し、支援チームに対するスーパーバイズ機能を充実することで、これらの取組を促進する。

- 1 地域生活支援拠点等の概要・目的
- 2 モデル整備事業の実施に至った経過
- 3 拠点等の具体的な充実内容
 - 3-1 充実の全体イメージ
 - 3-2 地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置
 - 3-3 緊急時を見据えた円滑な支援
 - 3-4 一人暮らし体験の場の確保
 - 3-5 拠点等の事業所登録

3-1 充実の全体イメージ

【現行の取組(一例)】

- ・5つの地域自立支援協議会(地域協議会)
- ・居住支援協議会との連携による民間賃貸住宅の居住支援にむけた取組

【今後の方向性:現行の取組を継続実施】

- ・協議会を中心に拠点等の整備・運営(支援者の協力体制の確保・連携、課題の把握・活用、施策の検討等)を検討

⑤地域の体制づくり

障害者地域生活支援センター
(基幹型センター含む)

関係機関
(医療機関等)

【現行の取組(一例)】

- ・指定相談事業所と3障害に対応する保健福祉センターの連携による日常的な相談支援
- ・障害者地域生活支援センターによる総合的かつ専門的な相談支援の展開
- ・全市を対象とした24時間365日の電話等による相談受付

【方向性:新たな取組を実施(充実)】

- ・市内5圏域に「地域生活継続・地域移行コーディネーター」を配置し、①緊急時に支援が見込めない世帯に対する支援チームへの助言指導、②地域移行に関する助言指導、③一人暮らし体験の場の調整等、地域生活支援を行う

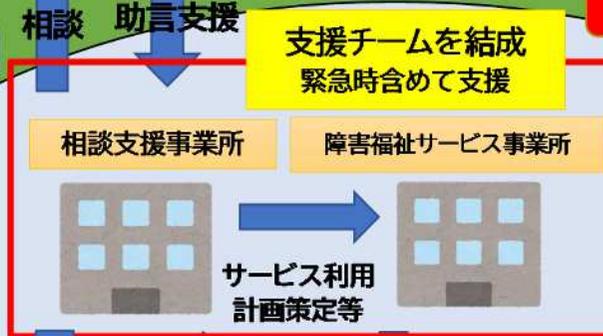
【現行の取組(一例)】

- ・緊急短期入所事業(365日の緊急受入枠)
- ・重度障害者緊急時介護人派遣事業

【今後の方向性:新たな取組を実施(充実)】

- ・①緊急時に実働した支援者に対する支援の拡充
緊急時に実働した支援者への報酬については、これまで重度障害者の方に限定していたが、重度に限らず、事前に支援者間で作成・共有した緊急時対応プランに基づき、自宅への駆け付け支援を行った支援者に国報酬では対応できない場合に報酬を支払う。
- ・②強度行動障害者の受入施設に対する補助金支給より個別性の高い支援が必要な強度行動障害の方について、緊急時に円滑に短期入所施設に入所できるよう、普段から計画的な施設利用を奨励し、受入施設に対して、国報酬に加えて、補助金を支給する。

②緊急時の駆け付け・受入対応



①相談

②施設職員や地域移行事業所等と連携し、地域移行支援

相談

①助言支援

地域生活継続・地域移行
コーディネーター

自宅

③一人暮らし体験の場の調整
一人暮らしまでのプログラムの策定や日程調整・検証等

③体験の機会・場

居住支援
(住まいの確保)

- ・地域定着支援
- ・自立生活援助

民間住宅・市営住宅等

対象者

「親亡き後」を見据え、一人暮らし体験を希望

④専門的人材の確保・養成

【現行の取組(一例)】

- ・地域リハビリテーション推進研修、相談支援専門員等スキルアップ研修、こころの健康増進センターによるひきこもり支援者等に対する研修、喀痰吸引等研修受講支援事業等

【今後の方向性:現行の取組を継続実施】

- ・研修内容の充実(発達障害・自閉症支援の養成研修等)を検討

【現行の取組(一例)】

- ・グループホームの体験利用、地域定着支援事業(地域定着として)

【今後の方向性:新たな取組を実施(充実)】

- ・①民間住宅等を活用した一人暮らし体験の場の設置
親元からの自立や施設からの地域移行にあたり、一人暮らし体験の場を確保する。また、居宅介護に相当するサービスを利用した場合、事業所に対し、費用を支給する
- ・②グループホーム(GH)の短時間利用(日帰り利用)
将来的に安心した入居へ繋げるため、GHを短時間利用(日帰り利用)した場合に、請求が可能な単費事業を創設する

京都市

企画・調整等
バックアップ支援

自宅・短期入所等

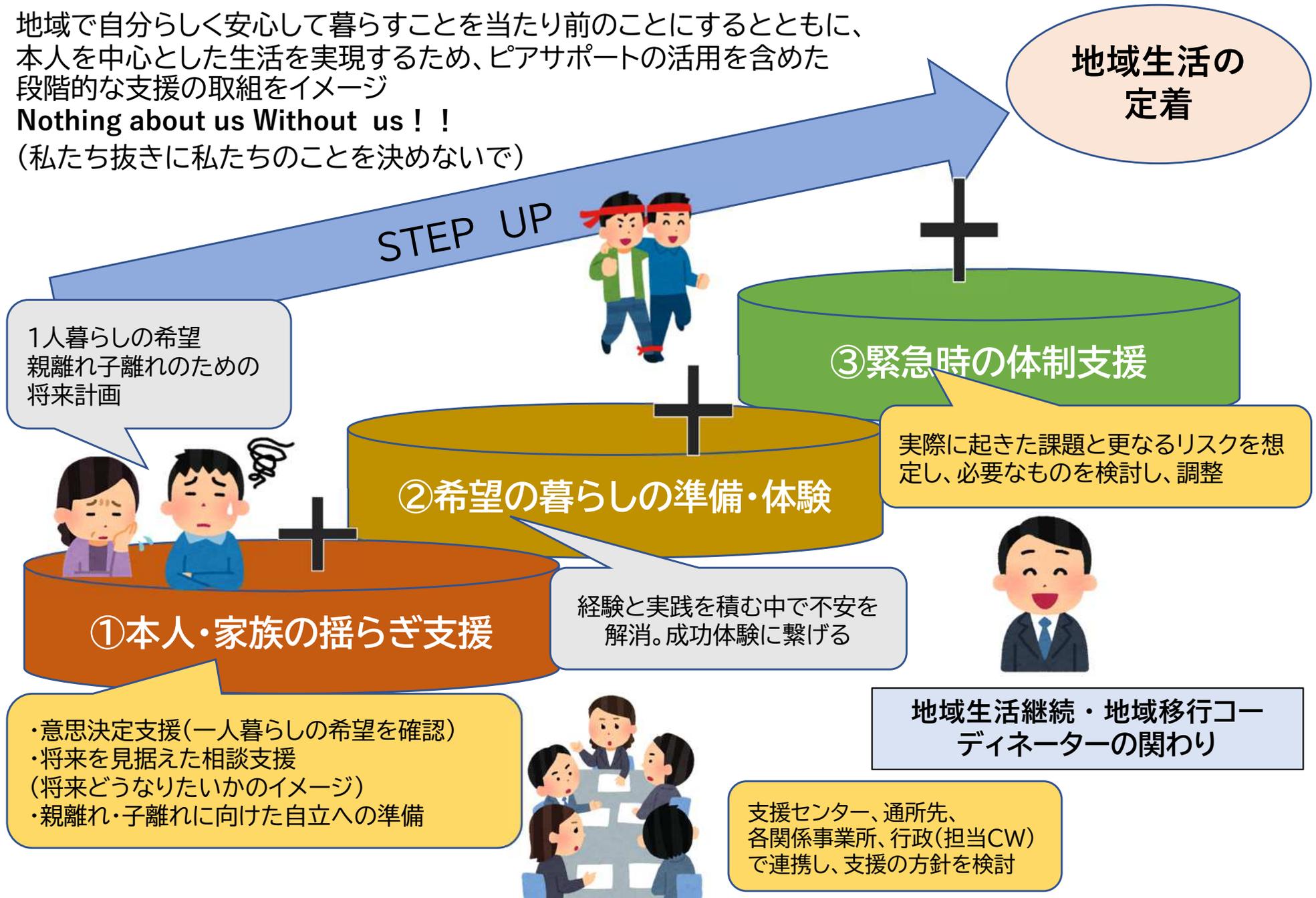


将来を見据え、一人暮らしを目指すにあたっての取組の進め方(イメージ) 御本人や御家族の思いを主軸にしたステップアップ方式で取組を推進

地域で自分らしく安心して暮らすことを当たり前のことにするとともに、
本人を中心とした生活を実現するため、ピアサポートの活用を含めた
段階的な支援の取組をイメージ

Nothing about us Without us !!

(私たち抜きに私たちのことを決めないで)



拠点等の具体的な充実内容

3-2.地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置

①地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置 【新規】

<概要>

支援チームによる支援体制を確立のうえ、事前に緊急時(※)に備えた対応の検討や入所施設や病院からの地域移行の促進に向けて、支援チームに対するスーパーバイズ機能を強化することにより、障害のある方が安心して地域で生活できるよう、令和6年度は南部圏域を対象に「地域生活継続・地域移行コーディネーター」を公募により配置(常勤換算2名)する。

※「緊急時」の定義

障害児者の障害に起因して生じた緊急の事態や平素から障害者本人を介護している介護者等の急病や事故等により、障害者のケアができず、日常生活が危ぶまれ、在宅での生活ができなくなる事態を想定

災害や支援者側の都合等の理由により、在宅生活が危ぶまれる場合は、対象者像の想定外。

拠点等の具体的な充実内容

3-2.地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置

<コーディネーターが担う業務>

①支援チームに対して行う地域生活継続・地域移行に関する以下の助言・指導

ア 緊急時に備えた支援チームによる支援体制の確立に関する助言・指導

- ・緊急時の支援が見込めない世帯にかかる支援チームに対し、緊急時の支援体制の構築に向けて支援チームが共通した意識を持つことができるよう働きかけを行う。

イ 緊急時に備え、事前に作成する緊急時対応プラン作成にあたる助言・指導

- ・支援チームのみで、緊急時対応プランの作成が難しい場合は、協同して作成を行う

ウ 地域移行に向けた障害者等又は施設職員等への働きかけ及び関係機関との連携促進に関する助言・指導

- ・施設入所職員等に対し、地域移行に向けた意識付けの働きかけや地域移行に対する利用者の意向確認にかかる支援等、地域移行支援に対する助言・指導を行う。
- ・地域移行に向けた支援者間の連携促進や障害福祉サービスに限らず幅広い社会資源の活用にかかる助言・指導を行う

エ その他、地域生活継続及び地域移行に関する助言・指導

拠点等の具体的な充実内容

3-2.地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置

<コーディネーターが担う業務>

- ② 「一人暮らし体験等事業」に係る一人暮らし体験プログラム策定、体験後の検証等に関する助言・指導
 - ・支援チームと協同して、一人暮らし体験における具体的な目標を設定し、有意義な一人暮らし体験になるようプログラムを作成する
 - ・一人暮らし体験の終了後には、支援チームと協同して体験内容の振り返りを行い、今後の一人暮らしの実現に向けた具体的な支援方針の検討にかかる助言・指導
 - ・その他、利用日やその他必要な事項について、京都市一人暮らし体験等実施事業者と連携・調整
- ③ その他の支援
 - ・地域自立支援協議会への参画(拠点事業に関する事例提供や課題共有)
 - ・拠点等としての機能の充実強化に資する研修の企画・実施 等

拠点等の具体的な充実内容

3-2.地域生活継続・地域移行コーディネーターの配置

※コーディネーターの位置付け

本事業では、コーディネーターは、上記①に記載のとおり、支援者支援を想定しており、緊急事態に直接、調整することは、原則、想定していません。

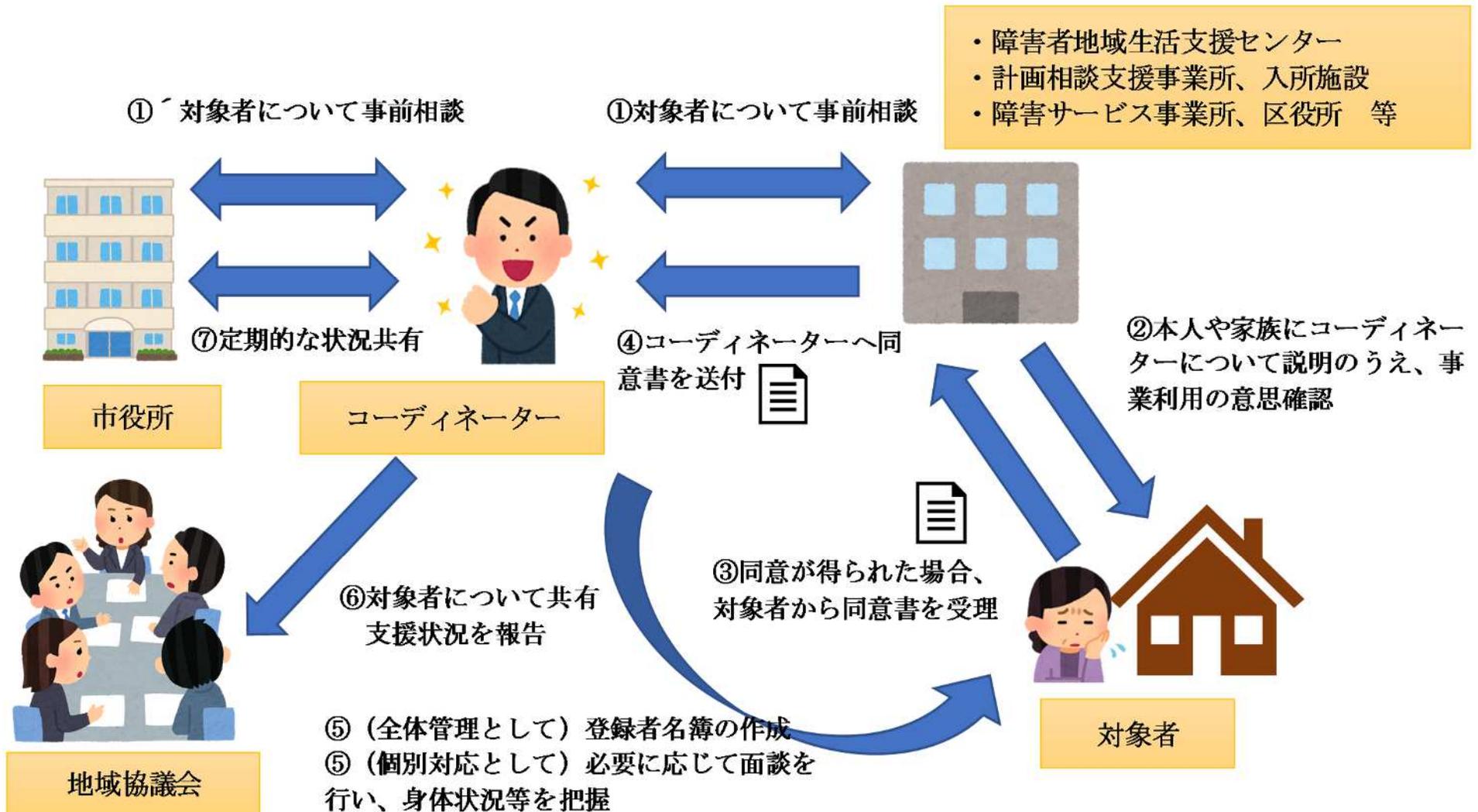
(参考)地域生活支援拠点等コーディネーターガイドブック(2024年5月)より抜粋
～令和5年度厚生労働科学研究補助金～

「拠点コーディネーターの役割は、緊急事態にその都度対応することだけではなく、障害福祉サービス事業の利用者に対する緊急事態への対応プランを、障害福祉サービス事業所、相談支援専門員が中心となって作成することを促進することにあります。また、作成した緊急事態への対応プランが実際に緊急事態が起きた場合に機能するかを「予行演習」を通じて実地に検証することを進めます。

拠点コーディネーターが～(中略)～緊急事態に対応する後方支援の役割にシフトすることにより、緊急事態が発生した場合も、迅速・適切に対応することができるようになり、拠点等にとっての「緊急事態」を予防することにも繋がります。」

拠点等の具体的な充実内容

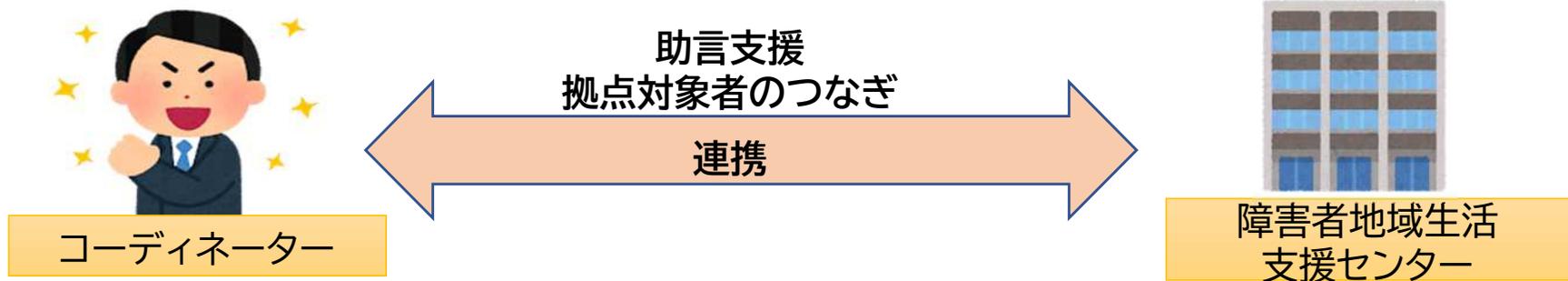
<参考> コーディネーターに繋ぐまでの流れ



<補足> 同意書は、対象者が事業利用にあたり、円滑な支援を行うため、必要最低限の範囲内で本人や支援者の情報をコーディネーターに提供することに同意する内容を想定。
また、同意書とセットで、利用者の身体・生活状況の申告書の提出も求める予定。

拠点等の具体的な充実内容

<参考>コーディネーターと障害者地域生活支援センターとの関係性



地域生活の緊急時対応や地域移行を推進するサービス拠点	位置付け	地域の相談支援の中核機関
コーディネーターによる支援を受ける方の支援チーム（直接支援は含まない）	相談	3障害を対象とした全市民（直接支援も含む）
支援チームを対象とした、支援チームの体制構築や緊急時対応、地域移行・定着に特化した助言・指導	助言・指導	指定特定相談支援事業所を対象とした専門的な指導・助言）
拠点等の機能強化に向けた研修	人材育成	指定特定相談支援事業所の資質向上に向けた研修（基幹相談支援センターに委託）
コーディネーターによる支援を受ける方の支援チームとの連携、相談	地域移行・地域定着	地域移行・地域定着支援の促進、圏域の全事業所を対象とした相談
拠点事業にかかる課題や事例共有	地域ネットワークづくり	地域協議会の運営

拠点等の具体的な充実内容

3-3.緊急時を見据えた円滑な支援

<概要>

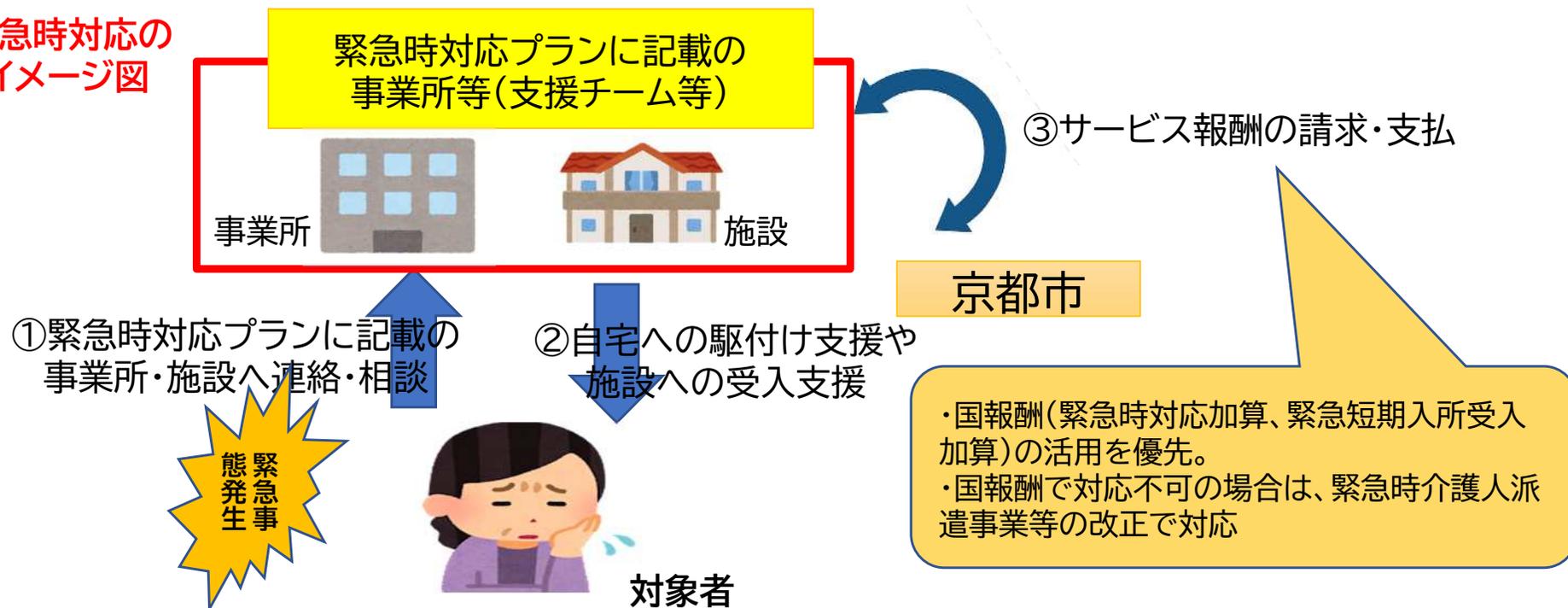
休日夜間を含む緊急時に、円滑な支援ができるよう、以下2点の取組を行う。

①緊急時に実働した支援者に対する支援の拡充【充実】

支援チームが事前に作成した緊急時対応プランに基づき、自宅等への駆付け支援を行った場合に、実働した事業所に対して、費用の支給を行う。

費用の支払いは、国報酬の活用を優先し、国報酬では対応できない場合に、緊急時介護人派遣事業(又は休日・夜間緊急対応支援事業)の改正により、対応。

緊急時対応のイメージ図



拠点等の具体的な充実内容

3-3. 緊急時を見据えた円滑な支援

②強度行動障害者の受入施設に対する支援【新規】

<概要>

強度行動障害者については、特に個別性の高い支援が必要であるため、緊急時においても受け入れられる事業所を拡充するため、平時から緊急時対応プランに基づき、計画的にショートステイの利用を勧奨する。

なお、平時の利用も含めて強度行動障害者を受け入れた短期入所事業所に対し、国報酬に加え、1泊につき、2,500円を交付。(年度間で15泊を上限を想定)

また、緊急時に当該ショートステイ先が利用できない場合も想定されるため、別で確保(※)した場を緊急受入としても活用し、支援者がセットで、支援した際の費用は、介護人派遣事業等の改正で対応。

※後述する民間住宅等を活用した一人暮らし体験の場を活用する。

【留意点 緊急時対応の主体について】

緊急時には、事前に作成した緊急時対応プランに基づき、緊急対応を行うことを想定しており、コーディネーターが駆け付け等の対応を行うことは想定していない。

拠点等の具体的な充実内容

<参考> 緊急時対応プランについて

<概要>

緊急時に支援が見込めない世帯を対象に、支援チーム間で事前に、本人の基本情報や支援者の状況等を踏まえ、緊急時の対応フローを検討・共有することで、緊急時に円滑な支援を行うもの。 ※様式は本市で作成のうえ、別途、お示しします。

<想定しているプランの記載内容(案)>

- ・障害のある方本人の基本情報
⇒ 障害状況や状態、不調なときにみられる障害状況や状態、本人とのコミュニケーション方法、世帯状況等
- ・支援者の状況
⇒ 事業所名や担当者等
- ・想定される緊急時及び想定される緊急時に必要な支援
- ・緊急時の相談先及び緊急時の対応

<その他>

- ・プランは、障害のある方の同意を得たうえで、支援チームで共有することを想定
また、プラン自体は、支援チームとコーディネーターが共同で作成することを想定。

拠点等の充実に向けた今後の在り方

3-4.一人暮らし等の体験の場の確保

<概要>

親元からの独立や入所施設(入院施設を含む。)からの退所・退院に当たり、地域移行を進め、地域で自立した生活を目指す障害者を支援するため、以下の2点の取組を行う。

① 民間住宅等を活用した一人暮らし体験の場の設置【新規】

○ 一人暮らしによる地域での生活を希望する障害者に対し、障害福祉サービスを利用しながら、一人暮らし体験ができる場を南部圏域において提供する。

(家族と暮らす障害者や入所施設の利用者が対象となるイメージ)

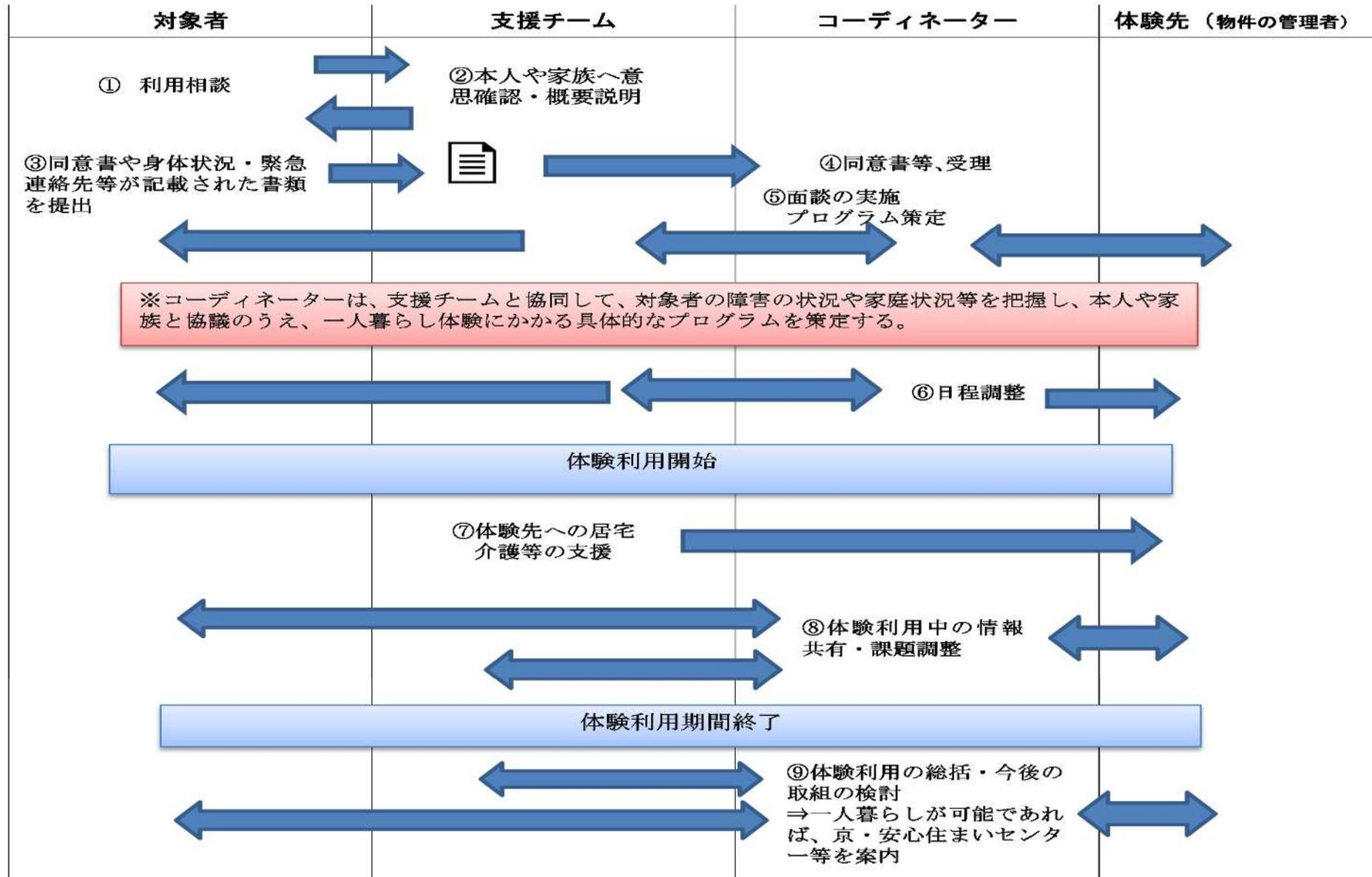
○ 場の確保に当たっては、一人暮らし体験事業(物件の確保・維持管理)に参画してもらえる法人を面積基準などの条件を付したうえで、公募し、本市から支払う委託費で運営していただく。

② グループホームの短時間利用(日帰り利用) の受入施設に対する支援【新規】

拠点等の充実に向けた今後の在り方

3-4.一人暮らし等の体験の場の確保

～ ①一人暮らし体験までの流れ ～



拠点等の充実に向けた今後の在り方

3-4.体験の場の確保 -①民間住宅等を活用した一人暮らし体験-

<民間住宅等を活用した一人暮らし体験の概要>

(利用日数の上限) 1人当たり年度間で30泊

※ 上限日数は年度単位でリセット

(体験中のサービス利用について)

体験先において、居宅介護を利用した場合、国報酬の対象外となるため、体験支援型のサービス(居宅介護に相当するサービス)を利用した場合、対応した事業所に対して、費用の支給を行う。

(緊急受入としての利用について)

設置する居室(1室)については、原則、親亡き後などの将来を見据えた一人暮らしを体験するために利用することを想定しているため、緊急時の受入については、当該居室が空いている場合は、利用可能とし、日数についても、別途、上限を設定する。

拠点等の充実に向けた今後の在り方

3-4.体験の場の確保 – ②GHの短時間利用(日帰り利用) –

<GHの短時間利用(日帰り利用) の概要>

(全体像)

GH事業所が、「体験利用」のサービス報酬を得るためには、1泊することが必須であるが、短時間利用(日帰り利用)により計画的に体験(食事、入浴、支援員の対応、ハード面の環境等)し、将来的に安心した入居へ繋げるためにもGHを短時間利用した場合において、請求が可能な市単費事業を創設する。

(対象者)

将来的にGHへの入居を検討している障害者

(利用日数の上限)

1人当たり年度間で3日(上限日数は年度単位でリセット)

(利用方法等)

体験利用先のGHにおいて短時間利用での受入れとなる理由を当該補助事業の申請書に記載のうえ、本市に提出することを想定。

拠点等の具体的な充実内容

3-5.拠点等の事業所登録

<概要>

拠点等の機能を担う事業所については、国において、運営規程に拠点等の機能を担う事業所であることを規定し、市町村に届け出た上で、市町村が当該事業所として認めることを要するとされているため、以下の要件・手順により、拠点等の機能を担う事業所を位置付けることを想定。

<拠点事業所として位置付ける(登録する)際の要件>

地域による支援体制の一翼を担う事業所であることが分かる場合に、拠点事業として、登録する。

- ・1年以上継続して事業所を運営のうえ、サービスを提供していること
- ・地域自立支援協議会に積極的に参加するなど、地域自立支援協議会との適切な連携が図れていること
- ・障害者地域生活支援センターと適切な連携が図れていること
- ・関係機関との連携調整に従事する者を配置していること

拠点等の具体的な充実内容

3-5.拠点等の事業所登録

<登録する手順案>

① 本市と事前協議

担う機能を果たすための具体的な事業計画・体制、拠点事業所としての地域自立支援協議会や障害者地域生活支援センターとの連携方法等について、協議し、整備の方向性を共有

② 圏域の地域自立支援協議会への報告

上記①の事前協議を踏まえた、拠点事業所としての役割等について、圏域の自立支援協議会に報告

※拠点事業所には、地域における関係機関の連携強化を推進する役割が求められているため、本市への届出前に、協議会へ拠点事業所として届け出る旨を報告してもらうもの。

③ 本市への届出及び本市による審査、通知、公表

本市で届出内容を審査(地域自立支援協議会への確認含む)し、事業所に対し、拠点等に位置付けた旨を通知。併せて、市HPで拠点等の登録事業所として、公表

④ 本市へ拠点等に関する各種加算に関連する届出

事業所の運営規程に拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定するとともに、各種加算の届出を行う。

拠点等の具体的な充実内容

<参考> 拠点等に係る加算の概要

地域生活支援拠点等に係る加算の概要 太字下線は、令和6年度に追加・修正

機能	対象サービス	加算	概要
相談	計画相談支援 障害児相談支援	地域生活支援拠点等 相談強化加算	拠点等に位置付けられ、かつ、 関係機関との連携調整に従事する者を配置している 指定特定相談支援事業所が、緊急時に利用者等からの要請に基づき、速やかに指定短期入所事業所に対して、利用者に関する必要な情報提供及び短期入所施設の利用調整を行った場合に700単位/回（利用者1人につき、月4回を限度）を算定。
	<u>計画相談支援</u> <u>障害児相談支援</u> <u>地域移行支援</u> <u>地域定着支援</u> <u>自立生活援助</u>	<u>地域生活支援拠点等</u> <u>機能強化加算</u>	次のいずれかを満たす場合に、500単位/月を加算（コーディネーター1人あたり算定人数の上限は100回/月） ① <u>計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の場合に限る）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を行うコーディネーターを常勤で1以上配置していること</u> ② <u>計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）の場合に限る）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられ、当該事業者又はネットワーク上の関係機関において、情報連携等を行うコーディネーターを常勤で1以上配置していること</u>

拠点等の具体的な充実内容

<参考> 拠点等に係る加算の概要

地域生活支援拠点等に係る加算の概要

太字下線は、令和6年度に追加・修正

緊急時の対応・受入	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	緊急時対応加算	居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護等を利用者等の要請を受けてから24時間以内に行った場合に100単位/回（1人につき月2回を限度）を算定 ※拠点等に位置付けられ、かつ、 <u>関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合は更に50単位/回を上乗せ</u>
	自立生活援助 地域定着支援	緊急時支援加算（I） ※自立生活援助 緊急時支援費（I） ※地域定着支援	緊急時に利用者等からの要請に基づき、深夜（午後10時～午前6時）に居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、緊急時支援加算（I）の場合は711単位/日を、緊急時支援費（I）の場合は712単位/日を算定。 ※拠点等に位置付けられ、かつ、 <u>関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合は更に50単位/回を上乗せ</u>
	短期入所 ※重度障害者等包括支援で実施する短期入所を含む	拠点等として短期入所を行った場合	拠点等として短期入所等を行った場合に、利用を開始した日について、1日につき所定単位数に100単位を加算。（緊急時の受け入れに限らず加算） 加えて、 <u>平時から利用者の生活状況等を把握するため市町村や支援センターとの連携調整に従事する者を1以上配置し、医療的ケアが必要な児者や強度行動障害を有する児者等に対し、短期入所を行った場合に1日につき、更に200単位を加算</u>
	<u>生活介護</u> <u>自立訓練（機能・生活）</u> <u>就労移行支援</u> <u>就労継続支援A・B型</u>	緊急時受入加算	<u>拠点等として、関係機関との連携調整に従事する者を配置する通所系サービス事業所において、障害の特性に起因して生じた緊急の事態において、日中の支援に引き続き、夜間に支援を行った場合に1日につき、100単位を加算</u>

拠点等の具体的な充実内容

<参考> 拠点等に係る加算の概要

地域生活支援拠点等に係る加算の概要

太字下線は、令和6年度に追加・修正

体験の機会・場	生活介護 自立訓練（機能・生活） 就労移行支援 就労継続支援 A・B型	体験利用支援加算50 単位／日	拠点等である施設の利用者が、地域移行支援を使って障害福祉サービスの体験的利用を行う場合で、当該施設が地域移行支援事業者との情報共有等の支援を行った場合、初日～5日目は500単位／日、6日目～15日目は250単位／日を算定。 ※拠点等に位置付けられ、かつ、 <u>関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合</u> は更に50単位／日を上乗せ
	施設入所支援（※）	地域移行促進加算（Ⅰ）	拠点等である施設の入所者が地域移行支援による障害福祉サービスの体験的宿泊を行う場合で、当該施設が地域移行支援事業者との情報共有等の支援を行った場合に120単位／日を算定
		地域移行促進加算（Ⅱ）	拠点等である施設の入所者が地域移行支援に向けた動機付け支援として、グループホーム等の見学や食事利用、地域活動への参加等を行った場合に60単位／日（1月につき、3回を限度）を算定
	地域移行支援	障害福祉サービスの体験利用加算（Ⅰ・Ⅱ）	障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に初日～5日目は500単位／日、6日目～15日目は250単位／日を算定。 ※拠点等に位置付けられ、かつ、 <u>関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合</u> は更に50単位／日を上乗せ
地域移行支援	体験宿泊加算（Ⅰ・Ⅱ）	一人暮らしに向けた体験的な宿泊支援を行った場合に、体験宿泊加算Ⅰ（一人暮らしに向けた体験的利用の場合：300単位／日）及び体験宿泊加算Ⅱ（夜間・深夜を通じて必要な見守り等の支援を行い、宿泊支援を行う場合：700単位／日）を合計して15日以内に限り算定 ※拠点等に位置付けられ、かつ、 <u>関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合</u> は更に50単位／日を上乗せ	
地域の体制づくり	計画相談支援 障害児相談支援	地域体制強化共同支援加算	①運営規程において、拠点等であることを市町村により位置付けられていることを定めている事業所、又は②拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している事業所である場合において、支援困難事例等について、福祉サービス事業者等と支援内容を検討し、必要な支援を共同実施するとともに、地域課題を整理して協議会に報告した場合に2,000単位／月（月1回を限度）を算定

※施設入所支援については、令和6年度から、地域移行を促進するための取組として、①地域移行及び施設外の日中サービス利用の意向確認を行う担当者を選任すること、②意向確認のマニュアルを作成することが運営基準に規定される予定

（当該規定は、令和6年度から努力義務化、令和8年度から義務化するとともに、未対応の場合は、減算対象となる見込み）

< 参考資料 >

1 - ② 地域の障害者・精神保健に関する課題を抱える者の支援体制の整備

1 - ③

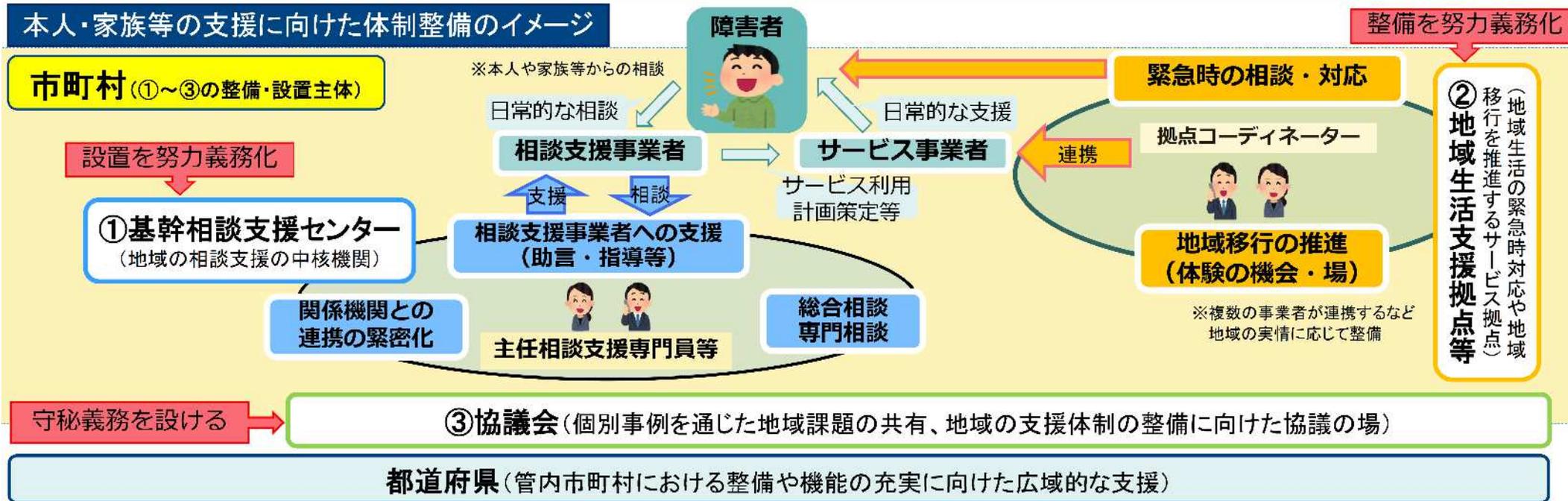
現状・課題

- 基幹相談支援センターは、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設として、平成24年から法律で位置づけられたが、設置市町村は半数程度にとどまっている。
- 障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等の整備を平成27年から推進してきたが、約5割の市町村での整備に留まっている。 ※令和3年4月時点整備状況(全1741市町村) 地域生活支援拠点等:921市町村(53%),基幹相談支援センター:873市町村(50%)
- 市町村では、精神保健に関する課題が、子育て、介護、困窮者支援等、分野を超えて顕在化している状況。また、精神保健に関する課題は、複雑多様化しており、対応に困難を抱えている事例もある。 ※自殺、ひきこもり、虐待等

見直し内容

- **基幹相談支援センターについて、地域の相談支援の中核的機関としての役割・機能の強化を図るとともに、その設置に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域生活支援拠点等を障害者総合支援法に位置付けるとともに、その整備に関する市町村の努力義務等を設ける。**
- **地域の協議会で障害者の個々の事例について情報共有することを障害者総合支援法上明記するとともに、協議会の参加者に対する守秘義務及び関係機関による協議会への情報提供に関する努力義務を設ける。**
- **市町村等が実施する精神保健に関する相談支援について、精神障害者のほか精神保健に課題を抱える者(※)も対象にできるようにするとともに、これらの者の心身の状態に応じた適切な支援の包括的な確保を旨とすることを明確化する。また、精神保健福祉士の業務として、精神保健に課題を抱える者等に対する精神保健に関する相談援助を追加する。** ※ 具体的には厚生労働省令で定める予定。

本人・家族等の支援に向けた体制整備のイメージ



地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

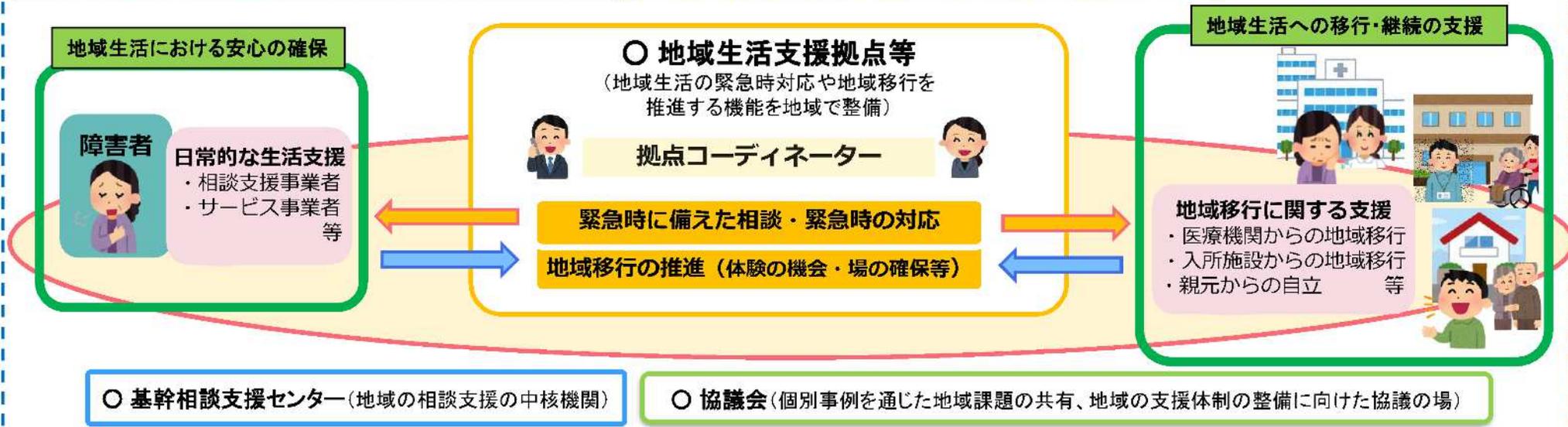
【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) *複数の市町村で共同設置可



都道府県(管内市町村における整備や機能の充実に向けた広域的な支援)